

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)
(指定訪問看護)

1. 事業者（法人）の概要

事業者名	株式会社 HEROES
主たる事務所の所在地	〒731-3164 広島市安佐南区伴東八丁目 32-16
代表者（職名・氏名）	代表取締役 山根 雄
設立年月日	令和5年11月1日
電話番号	082-962-9989

2. 事業所の概要

事業所名	ヒーローズ訪問看護リハビリステーション	
所在地	〒731-3164 広島市安佐南区伴東八丁目 32-16	
電話番号	082-962-9989	
指定年月日・事業所番号	令和6年1月1日	3460291739
指定年月日・医療機関コード	令和6年1月1日	0291739
管理者名	江木 麻由	
サービス提供地域	広島市安佐南区（その他の地域については、相談に応じてサービスを行う）	

3. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名（常勤）
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	名（常勤） 名（非常勤）
理学療法士		名（常勤） 名（非常勤）
作業療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたりハビリテーションのサービスを提供します。	名（常勤） 名（非常勤）
言語聴覚士		名（常勤） 名（非常勤）
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	名（常勤） 名（非常勤）

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで ただし、祝日（振替休日を含む）及び 年末年始（12月30日～1月3日）は除きます。	9時～18時00分まで

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

5. 提供するサービスの内容

主治医の指示及び心身の状況を踏まえた訪問看護計画書に基づく訪問看護サービス

- (1) 病状・障害の観察
 - (2) 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
 - (3) 食事および排泄等日常生活の世話
 - (4) 床ずれの予防・処置
 - (5) リハビリテーション
- ※訪問看護事業所における、理学療法士等の訪問は、看護業務の一環としてリハビリテーションを行っているものであり、看護職員の代わりに実施しているという位置づけになります。
- (6) ターミナルケア
 - (7) 認知症利用者の看護
 - (8) 療養生活や介護方法の指導
 - (9) カテーテル等の管理
 - (10) その他医師の指示による医療処置

6. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

7. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全般的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。
- (3) 指定訪問看護の実施にあたっては、療法士によるリハビリのみのサービス提供ではなく、看護師によるサービスを定期的、月1回以上の提供とさせていただき、全身状態の観察、及び身体評価並びにアセスメント情報を共有し、訪問看護計画書及び報告書に反映し継続支援できるように支援いたします。

8. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

9. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別紙のとおりになります。
- (2) この金額は、介護保険の法定利用料及び、医療保険制度に基づく金額になります。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）及び、医療保険対象外の実費は、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）
- (4) 利用者負担金は、毎月26日にご指定の金融機関の口座から引落となります。

10. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

ステーション名：ヒーローズ訪問看護リハビリステーション

連絡先：082-962-9989

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。

11. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者を開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

12. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	082-962-9989	FAX番号	082-962-9982
担当者	管理者 江木 麻由		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

介護保険居宅サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	○ 【広島県国民健康保険団体連合会】	電話番号： 082-554-0783
	○ 【広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課】	電話番号： 082-504-2183
	【中区役所 福祉課高齢介護係】	電話番号： 082-504-2478
	【東区役所 福祉課高齢介護係】	電話番号： 082-568-7732
	【南区役所 福祉課高齢介護係】	電話番号： 082-250-4138
	【西区役所 福祉課高齢介護係】	電話番号： 082-294-6585
	【安佐南区役所 福祉課高齢介護係】	電話番号： 082-831-4943
	【安佐北区役所 福祉課高齢介護係】	電話番号： 082-819-0621
	【安芸区役所 福祉課高齢介護係】	電話番号： 082-821-2823
	【佐伯区役所 福祉課高齢介護係】	電話番号： 082-943-9730

13. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1) 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- (2) 看護師等は、介護保険制度上及び健康保険法等に基づいて、利用者の心身の機能の回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- (3) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

14. 虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために以下の対策を講じます。

- (1) 虐待防止責任者を選任しています。
- (2) 苦情解決のための体制を整備しています。
- (3) 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- (4) サービスの提供中に、サービス提供者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

虐待防止責任者	江木 麻由
---------	-------

15. 身体的拘束の適正化

事業者は、身体的拘束の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行います。

- (1) 利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこと。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。